

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、米国等における一連の不正会計事件による会計不信の世界的な高まりを背景に、欧米での監査監督機関の設立と併行して、平成 16 年 4 月、独立して職権を行使する機関として設置されました。その発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでいます。

平成 22 年 4 月からは第 3 期目（平成 22 年 4 月～平成 25 年 3 月）に入り、平成 23 年度はその 2 年目にあたりますが、監査事務所における監査業務の適切性を確保するため、品質管理レビューに対する審査及び検査のより効率的かつ効果的な実施を図るほか、職業専門家を輩出する公認会計士試験の円滑な実施に努めており、過去の実績の上に、更なる監査の品質の向上を目指して努力しています。

1. 本年度を振り返って

審査及び検査については、第 3 期における「審査及び検査の基本方針」及び「平成 23 年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、監査事務所に対して、報告徴収や検査を実施したほか、検査の結果、新設の監査法人を含む 2 監査法人について、行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対し、勧告しました。また、最近の検査で確認された事例等を踏まえ、監査事務所における品質管理上の問題点について記載した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を改訂し、全国 4 会場で説明会を実施したほか、日本公認会計士協会や金融庁の関係部局、証券取引所等の市場関係機関等との間で監査に関する問題点等について、積極的な意見交換を行うなど、情報発信等にも努めました。

また、公認会計士試験については、平成 23 年 5 月（平成 23 年第Ⅱ回短答式）、平成 23 年 8 月（論文式）、平成 23 年 12 月（平成 24 年第Ⅰ回短答式）に各試験を実施したほか、多様な人々が試験に挑戦することを促す観点から、大学等で公認会計士の使命や会計学等をテーマとした講演を行うなど学生を対象とした啓蒙にも努めました。

さらに、諸外国の関係機関との協力については、平成 23 年 4 月に開催された第 9 回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators）会合（ベルリン開催）及び平成 23 年 9 月に開催された第 10 回 IFIAR 会合（バンコク開催）に参加し、独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプルの策定に関する議論に参画したほか、6 大監査ネットワークにおける監査の品質向上等のテーマについて各国監査監督機関等と積極的な意見交換を行うなど国際的な協力関係の構築・充実に努めました。

2. 今後の課題

審査会はこの一年、以上の取組みを通じて、監査の品質の向上と投資者の資本市場に対する信頼の向上等を図るべく取り組んで参りました。

一方、最近の監査事務所を取り巻く状況を考えますと、更なる監査の品質の向上・底上げが求められており、また、企業活動の多様化、複雑化、国際化が進展する中、監査業務も複雑化、高度化しており、公認会計士監査の充実・強化に向けた取組みの重要性は一層増しています。

審査会としては、このような環境変化に適切に対応するため、情報分析体制の強化や検査機能の向上、情報発信の強化等を図り、監査事務所に関する審査及び検査をより効率的かつ効果的に実施していく必要があります。また、国際的な監査の品質を確保するために各国当局との更なる連携強化を図っていく必要があります。さらに、多様な人々に公認会計士試験に挑戦して頂くことが、結果として、公認会計士監査の質の向上や企業財務情報の信頼性の向上にも資するといった考えの下、引き続き、公認会計士試験を円滑に実施していくほか、広報活動に努めていく必要があります。

平成 24 年度は、こうした問題意識に立ちつつ、引き続き、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に向けて取り組んで参ります。

平成 24 年 3 月

公認会計士・監査審査会会長

友杉芳正